

with

いっしょに

No.305

令和3年11月発行

第12回
中学生の部
銅賞「小田原ちゃん」



小田原法人会創立70周年記念企画
表紙で振り返る「税の写真展」

税の写真展とは・・・

国税庁が定める「税を考える週間」(11月11日～17日)の行事の一環として、「身近な税の使いみち」をテーマに、県西地域2市8町に暮らす子どもたちの目線であらえた「税」を写真で表現してもらうイベントです。

平成15年から始まり、今年で19回目を迎えます。

ホームページも是非ご覧ください

小田原法人会

検索

<http://www.odawara-hojinkai.com>



- 令和4年度税制改正への法人会からの提言
- 今後の事業活動スケジュール
- 在宅勤務に係る費用を会社で負担する場合の取り扱い
- これから始まる「消費税インボイス制度」Q & A
- 日本政策金融公庫からのお知らせ
- 小田原県税事務所からのお知らせ
- あなたもチャレンジ！家庭菜園「タマネギ」
- 地元のスポーツクラブを応援しよう！
- 労働基準監督署からのお知らせ
- 小田原税務署からのお知らせ
- ふれあいいんぷおめーしょん

ポストコロナの 経済再生と財政健全化を目指し、 税財政改革の実現を！

法人会はこのほど、令和4年度税制改正に実現を求める提言をまとめました。

新型コロナウイルス感染症拡大による我が国経済は危機的事態に陥り、赤字国債発行による財政出動で、一段と財政赤字は膨らんでいます。

法人会は、積み上がる膨大な借金への返済計画を速やかに策定することを強く政府に求めています。

同時に、我が国の地域経済や雇用を支えている中小企業は疲弊の極にあり、税財政や金融面からの実効ある対策を講ずるようにと訴えています。

紙幅の関係上、抜粋掲載いたします

1 税・財政改革のあり方

我が国の税財政改革はコロナ禍によって一時棚上げとなっていたが、来年度には感染が収束に向かうと見込まれていることを踏まえれば、ポストコロナを前提とした議論に入る段階にきた。その最重要課題はコロナ対策の財源として発行された膨大な国債をどう扱うかである。

負担の不均衡を主因に先進諸国の中で突出して悪化している。そこに昨年度から積み増したコロナ対策費を賄う国債という名の借金だけで70兆円を大きく上回る額が加わり、国・地方合わせた長期債務残高は国内総生産（GDP）比で2倍以上の約1,200兆円に達したのである。

膨大なコロナ対策費は先進国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。

具体的にいえば、政府保有株売却や復興を目的とした税金などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に一般会計とは区分した特別会計とすることが望ましい。

コロナ禍はいわば天災であり、経常的な会計にはなじまないし、その歳出入を明確にして置かねばならないからである。

改めて指摘するまでもないが、我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。

コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。

1. 財政健全化に向けて

ポストコロナの財政健全化を考える際に、まず、再認識しておかねばならないのは、財政規律の回復である。未知の新しい感染症に対応するには思い切った財政措置が必要ではあったが、コロナ対策を目的とした三次にわたる昨年度補正予算をみると、あまりに野放図だったとの批判は免れない。

例えば、大半が政策目的である消費に回らず貯蓄に充てられた一人10万円の特別定額給付金や、カーボンニュートラルに向けた政策の一環という名目で中身も決まらずに積み上げた2兆円の基金、さらに途方もない額を計上した予備費など枚挙にいとまがない。

その挙句が30兆円に上る昨年度予算の繰越額、つまり使い残しである。地方を含めた

政府の予算執行能力の低さが背景にあったとはいえ、基本的には財政規律の喪失が原因と言わざるを得ない。今後の財政政策を考えるうえでも厳正な検証が欠かせまい。

さて、ポストコロナの財政健全化だが、政府は来年度予算の編成方式についてほぼ平時に戻した。編成スケジュールは例年通りになったし、概算要求基準（シーリング）も復活させた。

何より、昨年姿を消した2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランスII PB）黒字化という財政健全化目標が本年の骨太の方針で明確に盛り込まれたのは一応、前向きな変化といえよう。

その黒字化目標について、本年7月に更新された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」は、予想を大きく上回った昨年度税収などを受け本年1月の試算より2年前倒しして2027年度とした。

ただ、これは高い成長率を前提としたケースであり、政府目標の2025年度では依然として2.9兆円、GDP比で0.5%の赤字が残るとしている。

2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者と

なる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。内閣府試算は新たな税財政改革を想定したものではないし、政府が歳入・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

(1) 感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。

なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与

え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する

基本的考え方

我が国は超高齢化と少子化が先進国の中で最速のスピードで進展するという深刻な構造問題を抱えている。高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が本年度の約130兆円から約190兆円へと大幅に膨張する見込みである。

しかも、目の前の来年度には団塊の世代が後期高齢者に仲間入りし、2025年度にはこの世代すべてが後期高齢者となる。いわゆる医療と介護の給付費の急増が見込まれる「2025年問題」である。

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。

つまり、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。

社会保障は「自助」「公助」

が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。

先般の国会では現役世代の保険料負担の上昇を抑えるため、一定所得以上の後期高齢者の医療費の窓口負担を2割とする医療制度改革関連法が成立したが、年金、介護も含めたさらなる改革が望まれる。

また、コロナ禍で浮き彫りになった医療体制の矛盾も指摘しておかねばならない。先進国の中でトップクラスの入院ベッド数を誇りながら、なぜ医療逼迫が生じたのかなどの問題である。

その背景には急性期医療体制の脆弱さや診療報酬配分的不公平が指摘されている。

来年度は2年に一度の診療報酬（本体）の改定年にあたる。これを機に、次なる新型コロナウイルス感染症が発生した場合に備える意味でも、既得権益を排した抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療は産業政策的に成長

分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。

令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。

その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

新型コロナウイルスの影響が長期化したことにより、国民の社会経済活動は甚大な打撃を受けた。このため、的確な対策を取れなかった国や自治体に対する国民の不満と不信感は極度に高まっている。

とりわけ、省庁間など政府内での意思疎通の欠如や地方との情報交換の混乱は顕著だった。

そうした意味でデジタル庁の創設は省庁や自治体ごとに異なる情報システムを連携させるうえで必要だといえよう。

しかし、これまでも地方を含む政府はIT化による行政の効率化を目指してきたが、期待する効果はあがらず掛け声倒れに終わっている。官僚組織は常に肥大化するといわれている。国民はデジタル庁が大きな政府につながるという、常にチェックを欠かしてはならない。

そして、地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

（次頁）

(前頁)

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。

特別定額給付金の支給やワクチン接種などのコロナ対策でみられた混乱は、同制度が活用されなかった証左でもある。

政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

本年5月には官民のデジタル化を推進する関連法が成立した。マイナンバーと銀行口座がヒモ付けられるようになるが、これはあくまでも任意であり前述した特別定額給付金を含め様々な給付金支給業

務の迅速化にどこまで有効かは不透明である

本年3月に予定していたマイナンバーカードの健康保険証としての利用も先送りされるなど、その機能は依然として限定的である。

マイナンバーカード普及促進には、いかに利便性を高め身近な制度にするかが重要である。

各種行政サービスの手続きのワンストップ化、さらに、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化もカード普及に有効であろう。

一方で、制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報保護の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。

同制度はあくまで国民が信用できるかどうか前提であり、これなしには成り立たないからである。

また、社会保障と税、災害対策となつている利用範囲をどこまで広げるかは、今後の重要課題であり、広範な国民的議論が必要であろう。

II 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は新型コロナウイルスの感染拡大により甚大な打撃を受けたが、企業収益全体は昨年度を底に回復傾向にある。ただ、それは一部で「K字型回復」とも呼ばれているように、コロナ禍がプラスに作用した業界と壊滅的な打撃を受けた業界に二極化する形となった。

来年度はコロナ禍も収束に向かい、「ポストコロナ経済」へ移行していくとみられている。

政府は「骨太の方針2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もっと具体的な工程を早急に示すべきだろう。

骨太の方針はまた、経済だけでなく香港などの政治問題を含めて急激にプレッスを拡大する中国を念頭に置いた「経済安全保障」という概念を打ち出した。

これは米中摩擦が激化する中で、主要先進国が合意した「共通の価値観」に基づいた

もので、先端技術の流出防止策や半導体、レアアースなど戦略物資の供給網強化を目的としている。経済界も単なるビジネスだけを考えていれば良いという時代ではなくなつたとされる。

法人税の国際的な最低税率設定の合意も大きな環境変化である。

想定される税率は「15%以上」と我が国のそれを大きく下回っていることから直接的な影響はないとみられるが、近年続いてきた法人税率引き下げ競争に歯止めがかかるという意味では極めて重要である。

この議論を主導してきた米国の直接的な動機は、法人税の増税によるコロナ対策財源の確保にあった。ただ、かねてから欧州連合(EU)内では税率引き下げ競争の行き過ぎが指摘されていたし、税率引き下げが投資を促して逆に税収が増えるという「法人税パラドックス(逆説)論」が説得力を失っていることも背景になったとみられる。

また、地域経済と雇用を担う中小企業がコロナ禍により

深刻な打撃を受けていることを忘れてはならない。

とりわけ給付金や協力金の支給に遅延が生じたことは大問題であり、政府、自治体の責任は極めて重い。改めてこうした業務の迅速化と実効性の確保を求めたい。

これまでの課題である事業承継税制の抜本的な改革や、消費税の「適格請求書等保存方式」導入についても中小企業の事務負担を軽減する弾力的な対応が欠かせない。

1. 新型コロナウイルスへの対応

コロナ禍はすでに二年近くにわたっており、資金力の弱い中小企業の状況は限界に達している。

その対策として持続化給付金等の支援措置が講じられたものの、不正受給の発生や、給付金の支給遅延等が生じるなど、さまざまな問題が表面化した。

国、地方ともこうした事態に直面するのが初めてとはいえ、その対応は杜撰の排りを免れまい。

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。

いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのできない事態に陥る。

政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対応する。

3. 事業承継税制の拡充

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継

税制が必要である。

とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるように以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

なお、新型コロナウイルスの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月

末日）を延長すべきである。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇

III 地方のあり方

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根

差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

(2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。

基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各

し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

自治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレズ指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。

そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。

また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

今後の事業活動スケジュール〈令和3年12月～令和4年1月〉

※詳細はお問い合わせください。事務局（0465-23-3641）

日 時			行 事 名	場 所	対 象
12月	16日（木）	10：00～11：30	消費税のインボイス制度説明会	おだわら市民交流センター UMECO	法人
		14：00～16：30	決算法人説明会（12月決算法人対象）		
1月	17日（月）	14：00～16：30	決算法人説明会（1月決算法人対象）	おだわら市民交流センター UMECO	法人

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止または延期になる可能性があります。

※「決算法人説明会」及び「新設法人説明会」は先着順の事前申し込み制です。

コラム

正月を迎えるための煤払い

フリーランスライター・藤木順平

『ステイホーム』で退屈まぎれに家じゅうを掃除して、「暮れの大掃除はもういいや」というご家庭も多いことだろう。しかし、神社仏閣などではまた話が違

う。線香や抹香の煙や一年のほこりが、天井やご本尊に煤となってこびり付く。これを払ってきれいにするのが「煤払い」だが、冬の季節にもなっている。使う道具は主に竹を束ねたもので、有名な寺院などの煤払いの様子、暮れの風物詩としてニュースなどで見た人も多いと思う。

煤払いは12月13日に行うことになっている。この日は「正月事始め」といって正月を迎える準備をしようという日なのである。

暮れの13日の夜、両国橋の上で俳人の宝井其角は、煤払いの竹の商いを終えた

大高源吾（赤穂の浪士）とばったり出会う。そこで、師匠の其角は「年の瀬や水の流れと人の身は」と発句した。それを受け、源吾は「あした待たるるその宝船」と返句した。源吾と別れた其角は返句を二度三度つぶやく。源吾の身の上を知る其角は、翌14日の「討ち入り」を知ることとなる。

『義士銘々伝』のひとつで、作り話ではあるが、こういう作り話：好きだなー！

【筆者紹介】

藤木順平（ふじき・じゅんぺい）

フリーランスライター。日本笑い学会会員。



金融支援
創業支援
経営支援



神奈川県信用保証協会

～夢と未来に向けて～
かながわの中小企業を
応援します



LINE
友だち
募集中



カナモ

随時ご相談をお受けしています
小田原支店 TEL：0465(23)0138

〈はまぎん〉創業サポートパック

創業期のお客さまをサポートする、さまざまなメニューで応援します！
お申し込みは、最寄りの横浜銀行の本支店窓口で承ります。

創業支援デスク
「創業個別相談会」

創業時の事業計画や必要な資金に関するご相談をお受けします。
フリーダイヤル 0120-58-4580
時間 9:00～17:00

※一部の支店・出張所では取り扱いをいたしません。



在宅勤務に係る費用を会社で負担する場合の取り扱い ～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 互井敏勝



リサ 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として在宅勤務を進めていますが、使用するマスク等の消耗品の購入費用を従業員に支給した場合、給与として課税対象となりますか。



サキ先生 勤務時に使用するマスクや消毒液など、在宅勤務のために通常必要な費用（消耗品等）を精算する方法により支給する一定の金銭については、給与として課税する必要はありません。



リサ 在宅勤務に通常必要な費用を精算する方法とはどのようなものですか。



サキ先生 精算する方法としては、会社が在宅勤務に通常必要な費用として仮払いした後、従業員が業務のために使用する消耗品等を購入し、その領収証等を会社に提出してその購入費用を精算（仮払金額が購入費用を超過する場合には、その超過部分を会社に返還）する方法や、従業員が業務のために使用する消耗品等を立て替え払いにより購入した後、その購入に係る領収証等を会社に提出してその費用を精算（購入費用を会社から受領）する方法が考えられます。



リサ パソコンなどの事務用品等を支給した場合も、給与として課税する必要はありませんか。



サキ先生 会社が所有する事務用品等（パソコン等）を従業員に貸与する場合は、給与として課税する必要はありませんが、事務用品等を支給した場合（事務用品等の所有権が従業員に移転する場合は、現物給与として課税する必要があります。この貸与には、例えば、従業員に専ら業務に使用する目的で事務用品等を支給という形で配付し、その配付を受けた事務用品等を従業員が自由に処分できず、業務に使用しなくなったときは返却する場合も、貸与とみて差し支えありません。



リサ 従業員が負担した通信費について、在宅勤務に要した部分を支給する場合はどうなりますか。



サキ先生 通話料は、通話明細から業務のために使用した金額が確認できるので、その金額を支給する場合は、給与として課税する必要はありません。また、基本使用料やインターネット接続に係る通信料は、業務のために使用した部分を合理的に計算する必要があります。なお、営業担当など業務のための通話等を頻繁に行う場合の通話料、基本使用料、インターネット接続に係る通信料は、簡便的な算式（従業員が負担した1カ月の通信費×その従業員の1カ月の在宅勤務日数／該当月の日数×1/2）等により算出したものを支給する場合は、給与として課税しなくて差し支えありません。



リサ 感染が疑われる従業員に対してホテルなどで勤務することを認め、そのホテルの利用料や交通費を従業員に支給した場合はどうなりますか。



サキ先生 職場以外の場所で勤務することを会社が認めている場合、その勤務に係る通常必要なホテルの利用料や交通費について、その費用を精算する方法または会社の旅費規定などに基づいて、従業員に対して支給する一定の金銭についても、給与として課税する必要はありません。



リサ なるほど。基本的には新型コロナウイルス感染症に関する感染予防対策として、業務のために通常必要な費用を負担する場合には給与として課税しなくていいのですね。

【筆者紹介】 互井敏勝（たがい・としかつ） 1968年生まれ。

東京国税不服審判所審判部、同所管理課、国税庁長官官房会計課、東京国税局総務部税務相談室などを経て、東京都中央区で税理士登録。

これから
始まる!

「消費税インボイス制度」

Q & A

10月から適格請求書発行事業者の登録開始!

令和5年10月1日から消費税において「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が導入されます。

また、これに先立ち、今年の10月1日から「適格請求書発行事業者」の登録申請が開始されました。

インボイス制度はこれまでの消費税にはなかった新しい制度ですので、今回は制度の内容や登録のメリットデメリットなどの疑問点についてお答えしていきたいと思っています。

Q インボイス制度ってなに?

A 消費税は、基本的に「売上代金をもらう際に預かった消費税の額」か

ら「仕入や経費を支払う際に一緒に支払った消費税」の額を差し引いた金額を国に納付します。

この預かった消費税額から支払った消費税額を差し引くことを「仕入税額控除」といいます。仕入税額控除の金額が多ければ、その分だけ国へ納付する消費税の額が少なくなります。

令和5年10月1日からは、仕入税額控除をするためには、必ず仕入や経費を支払う相手方が発行する「適格請求書」（いわゆる「インボイス」）を受け取って保存しなければならなくなりました。これがインボイス制度です。

インボイスはだれでも発

行できるわけではなく、自身が消費税を納めている課税事業者のみができます。

具体的には、課税事業者が事前に税務署に対して「適格請求書発行事業者」として登録した場合のみ発行を認められます。

逆に言うと、適格請求書発行事業者として登録をしていない免税事業者に対して仕入や経費を支払っても、インボイスを発行してもらえないため仕入税額控除をすることができない、ということとなります。

Q 今までではどうだったの?

A 今までも仕入税額控除を行うためには一定の請求書等を保存すること

が義務付けられていましたが、その請求書等の作成者に制限はありませんでした。つまり、自身が消費税を納付していない免税事業者であっても、消費税を含めた請求書を作成することが可能でした。

これは、今までの消費税の計算では、課税事業者が仕入や経費を支払う相手方が消費税を納めていない個人や免税事業者であっても、支払う金額の中に消費税が含まれているものとして仕入税額控除を行うことができたからです。

そのため、免税事業者は販売先から預かった消費税を国に納付せず自分の利益にすることが可能でした。免税事業者が受ける利益を「益税」といいます。

インボイス制度の導入は、この益税を少なくすることを目的として導入されます。

Q 適格請求書発行事業者になるには?

A 適格請求書発行事業者となるためには、所

轄の税務署に登録申請手続きを行う必要があります。現在課税事業者であるからといって、自動的に適格請求書発行事業者になるわけではありません。

申請手続きは今年の10月1日から受付がありますが、令和5年10月1日の制度開始前に登録を受けるためには、原則としてその半年前である令和5年3月31日までに登録申請手続きを行う必要がありますのでご注意ください。

なお、現在免税事業者である法人が適格請求書発行事業者になるためには、消費税課税事業者選択届出書を提出して課税事業者となることを選択したうえで登録申請を行う必要があります。

ただし、制度開始日である令和5年10月1日を含む課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合は、登録を受ける日から課税事業者となるので課税事業者選択届出の提出は不

要です。

適格請求書発行事業者は、今年10月運用開始予定の適格請求書発行事業者公表サイトにて公表されることになっていきます。

Q インボイスとはどのようなものなの？

A インボイスとは、請求書や納品書、領収書、レシート等の書類をいいます。

インボイスには次の事項を記載する必要があります。

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

② 取引年月日

③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）

④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等

⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

登録番号は、適格請求書発行事業者の申請登録が終わったのちに税務署から通知されます。

不特定多数の者に対して販売を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、インボイスに代えて、「適格簡易請求書」を発行することができず。
適格簡易請求書では⑥の記載を省略することが可能です。

また、3万円未満の自動販売機による販売や、農家等の生産者が卸売市場や農協等を通して行う委託販売などの場合は、インボイスを発行する必要がありません。

Q 免税事業者にとってのデメリットは？

A 消費税の免税事業者であつても、今までは消費税を含んだ請求書を発行することが可能でした。

また、免税事業者との取引でも仕入税額控除を取ることができました。

そのため、取引の相手方から見てその事業者が課税事業者であるか免税事業者であるかを判別することが

できませんでしたし、判別する必要ありませんでした。

しかし、今後課税事業者でなければインボイスを発行できないとなれば、次のデメリットが生じるようになります。

① 値引き要求を受ける可能性がある。

② 他の課税事業者取引を取られる可能性がある。

インボイス導入前は、免税事業者が税込10,000円で販売していた商品は、相手方の課税事業者にとっては消費税分が仕入税額控除できますので実質税抜金額9,090円で購入していたことになりました。

これがインボイス導入後は免税事業者との取引では仕入税額控除できないので、課税事業者にとっては10,000円に値上がりしたように感じられます。

このようになると、相手方からは消費税分値引きを要求されるか、最悪同じ商品を同じ価格で販売する課

税事業者取引を取られてしまうことになりかねません。

これらのデメリットを避けるためには、免税事業者であつても課税事業者となることを選択し適格請求書発行事業者になる必要があります。

ただし、この場合は当然のことながら消費税の納税負担が生じるようになります。

今まで享受してきた益税がなくなるだけといえませんが、益税があることを前提にギリギリのやりくりをしてきた場合は大きな痛みとなりますので、検討は慎重に行うべきです。

Q 免税事業者も課税事業者になった方がよいの？

A 免税事業者にとって厳しいインボイス制度ですが、次の場合はそのデメリットが生じません。

取引先が消費者である場合や取引先が免税事業者である場合です。

両者はともに消費税を納

税していません。
つまり、そもそも仕入税額控除を取っていない方々です。

これらの方々にとってはインボイスは必要ないため、相手先が課税事業者か免税事業者かは問題にはなりません。

そのため、自社の取引先のお大半が占めるようであれば、免税事業者のままでもいいがデメリットなく従来通り益税を享受できずなので、あえて課税事業者となる必要はないということになります。

以上が、インボイス制度の概要となります。

適用開始まで時間があるように感じますが実際はあつという間ですので、適格請求書発行事業者の申請の要否の検討、請求書等のフォームの整備、取引先がインボイスを発行できるか否かの確認、などの準備をできるだけ早めに始められることをお勧めいたします。

日本政策金融公庫
小田原支店（国民
生活事業）からの
「お知らせ」

「事業資金」受付中!!

日本政策金融公庫・小田原支店（国民生活事業）では、幅広い業種の事業を営む方に、商品仕入資金、ボーナス資金、諸経費支払資金等の運転資金や店舗改装、機械購入等の設備資金の融資をお取り扱いしております。

長期のご返済で、利息は固定金利です。

この他、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆様を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」もお取り扱いしております。

日本政策金融公庫小田原支店
（国民生活事業）融資相談係
☎0465（23）3175

新型コロナウイルス感染症関連の融資のご案内

新型コロナウイルス感染症特別貸付

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 (1)最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が、前3年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少 (2)業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少 ①過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月～12月の平均売上高	資金のお使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金	
		融資限度額	別枠 8,000 万円	
		利率(年) (注)	6,000 万円以下	当初3年間：0.32% 3年経過後：1.22%
			6,000 万円超	1.22%
			ご返済期間 ＜据置期間＞	設備資金：20 年以内 ＜うち 5 年以内＞ 運転資金：15 年以内 ＜うち 5 年以内＞

（注）令和 3 年 10 月 1 日時点で適用される利率です（ご返済期間 10 年以下の場合）。

税に関する無料相談所

小田原支部の税理士が直接相談に応じ、秘密は厳守致します。
事前に電話で相談日の予約をして下さい。相談は、当面の間電話相談となります。



場 所 小田原箱根商工会議所会館 6 階
東京地方税理士会小田原支部事務局
電話 0465-24-0195
日 時 毎週水曜日：午後 1 時 30 分～午後 4 時
ただし、祝日・毎月 25 日以降の水曜日と
年始 1 月 1 日～10 日、2 月 16 日～3 月 15
日を除く
相談内容 税務相談・税務書類の書き方指導等



7つの
間違い探し

* 右の絵と左の絵には相違点が 7
か所あります。見つけられますか？
（答えは 15 頁にあります）

【作者紹介】 神谷一郎（かみや・いちろう）

専修大学法学部卒業、漫画プロダクションを経て漫画家に。

現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

軽油引取税について

【軽油引取税とは】

バスやトラックなどの燃料である軽油の引取り（購入）に課される税金です。

【納める人】

特別徴収義務者として指定されたガソリンスタンドの経営者などが、軽油を購入した消費者から軽油代金と一緒に税金を受け取り、毎月分をまとめて翌月末日までに県に申告して納めています。

【納める額】

消費者が軽油を購入した場合は、1リットルにつき32円10銭分の軽油引取税がその価格の中に含まれています。

【免税】

船舶の動力源等一定の用途に供する軽油の購入については、令和6年3月31日までの間、免税の対象となります。免税の適用を受けるためには、事前に免税軽油使用者証の交付を受けるなどの手続きが必要です。

【不正軽油には罰則も】

軽油に灯油や重油を不正に混ぜると不正軽油となります。これらを製造したり、販売したり、使用したりする者のほか、不正軽油と知りながら運搬や製造場所の提供にかかわった者なども重く罰せられます。

◇問合せ先 小田原県税事務所 間税課 TEL 0465-32-8000（代）

パズル・数独

【答え 15 ページ】

ルール①：まだ数字の入っていないマスに、1から9までの数字のどれかをひとつずつ入れましょう。

ルール②：タテの列、ヨコの列、太線で囲まれた3×3のブロックのいずれにも、1から9までの数字がひとつずつ入るようにします。

【問題】二重枠に入った数字の合計はいくつでしょう？

		5			7		2	
	9		8			7		
	6			4				5
7			6				3	
		4				9		
	3				4			1
2				6			9	
		8			5		7	
	4		9			8		

【作者紹介】

株式会社ニコリ

日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。数独・クロスワードなど多種多様なパズルをメディアへ提供するコンテンツメーカーでもある。スマホアプリ「スマニコリ」も配信中。

11・12月の税カレンダー

納付期限を守りましょう！

★消費税および地方消費税		★法人税および地方法人税		★源泉所得税		★国税	
・10月末決算法人の確定申告と納付期限	令和4年11月4日（火）	・9月末決算法人の確定申告と納付期限	令和3年11月30日（火）	・10月支払分に係る源泉所得税の納付期限	令和3年11月10日（水）	・10月支払分に係る源泉所得税の納付期限	令和3年11月10日（水）
・10月末決算法人の確定申告と納付期限	令和4年11月4日（火）	・9月末決算法人の確定申告と納付期限	令和3年11月30日（火）	・11月支払分に係る源泉所得税の納付期限	令和3年12月10日（金）	・11月支払分に係る源泉所得税の納付期限	令和3年12月10日（金）
・4月末決算法人の中間申告と納付期限	令和4年1月4日（火）	・3月末決算法人の中間申告と納付期限	令和3年11月30日（火）	・10月支払分に係る源泉所得税の納付期限	令和3年11月10日（水）	・10月支払分に係る源泉所得税の納付期限	令和3年11月10日（水）
・10月末決算法人の確定申告と納付期限	令和4年11月4日（火）	・9月末決算法人の確定申告と納付期限	令和3年11月30日（火）	・11月支払分に係る源泉所得税の納付期限	令和3年12月10日（金）	・11月支払分に係る源泉所得税の納付期限	令和3年12月10日（金）

小田原法人会 提携商品
はじめの一步から応援します！
創業支援ローン スタート

START

※お申込みについて所定の審査をさせていただきます。その結果、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

金利・・・変動金利 年2.0%
金額・・・10万円以上1,000万円以内
融資新規取扱手数料 無料（通常10,800円）

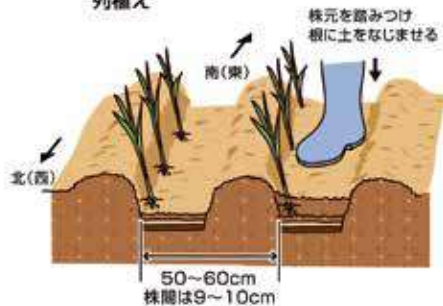
事業資金の
ご相談は...

TRIBank Sagami
さがみ信用金庫

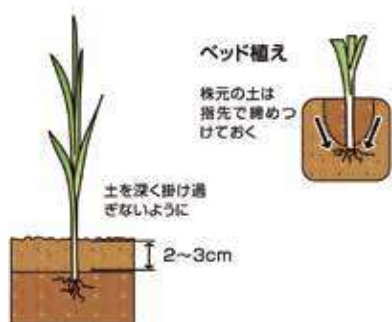
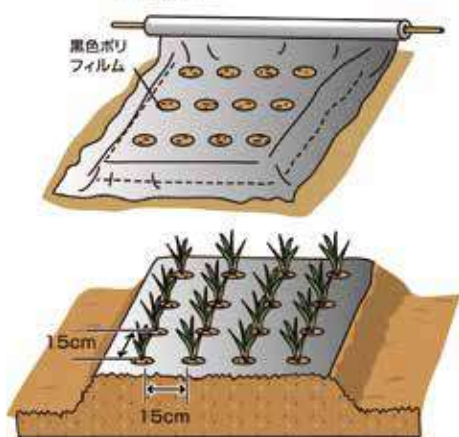
お客様サポートダイヤル 0120(426)614



列植え



ベッド植え



あなたもチャレンジ！ 家庭菜園

タマネギの植えつけと 作業のコツ

板木技術士事務所●板木利隆

9月に種まきしたタマネギは、10月下旬から11月が植えどきです。

タマネギは、真冬に入るまでに十分地中に根を張らせ、春になったらすぐに勢いよく育つようにすることが大切です。そのためには、根の発育に有効なリン酸成分を欠かさず、特に火山灰土壌では多めに元肥として施すことが大切です。早めに完熟堆肥(たいひ)少量と化成肥料、過リン酸石灰または熔成リン肥(ヨウリン)を全面に耕し込んでおきます。粗い堆肥を根の下方に与えると通気性が良過ぎて、

乾き過ぎたりするなど、かえって生育を損ねてしまうので注意してください。普通に野菜が育つ畑なら、むしろ堆肥はあまり与えない方が無難でしょう。

植え方には、50~60cm間隔に溝を作り列植えにする方法と、ベッドを作り15cm間隔ぐらいに密植する方法があります。

列植えは溝作り、植えつけ、覆土と鎮圧作業が連続的に行われるので、作業能率が高いほか、収穫前に列間に後作(ラッカセイ、シヨウガ、インゲンマメなど)を植えつけられるので、畑の利用効率も高まります。

ベッド植えは、面積当たりの植えつけ株数が多いこと、フィルムマルチを効率良く利用でき、雑草が抑えられ、球の肥大が早められること、などの利点があります。

植えつけ作業のコツは、畑が乾いていたら事前に溝の中、ベッド(マルチ前)に水を撒く。苗取りは大きさをそろえ、根を十分につけて抜き取る。根はできるだけ下方に向けて深く入るよう植える(ベッド植えでは木製の穴開け器で植え穴を開けるのが能率的)。植えた後は株元を鎮圧(列植えは足で踏み固め、ベッド植えは指先で株元を締めつける)し、根に土をしつかりなじませておく、などです。いずれの方法も、植えつけ

の深さは図のように根の上に土が2~3cmの深さに掛かるぐらいがよく、緑葉の部分が隠れるほど掛かるのは深過ぎで、後の育ちが悪くなります。植えた後、畑が乾き過ぎるようなら、2~3回ほど株元に水を撒くと活着が早まります。

植えつけ後、欠株が生じたら早めに残り苗で補植し、株数の完全な確保を図るよう心掛けましょう。

地元のスポーツクラブを応援しよう!



SHONAN BELLMARE FUTSAL CLUB INFORMATION

2ヶ月半の中断期間を経て、Fリーグ再開!



こんにちは!湘南ベルマーレフットサルクラブです。日本国内におけるフットサル最高峰リーグ『Fリーグ』。そのFリーグにここ小田原市をホームタウンとして参戦しているのが私たち湘南ベルマーレフットサルクラブです!ホームアリーナは小田原アリーナ!遠くまで足を運ばなくても皆さんの住んでいる地域でトップリーグのスポーツ観戦を楽しめます♪
オリンピック・パラリンピック・フットサルW杯開催期間に伴う異例の3ヶ月の中断期間。イレギュラーなスケジュールではありましたが、オフ期間を設けリフレッシュをし、今季のテーマに掲げている「フットサルのラグビー化」を体現すべく、フィジカルトレーニングにも各々力を入れ過ごした中断期間の成果が、後半戦で試されることとなります。ホームゲームはぜひ小田原アリーナへ足をお運びいただき、会場に来られない方は、スマートフォンアプリ「ABEMA」で全試合ライブ配信でご観戦いただけますのでぜひご自宅からも湘南ベルマーレフットサルクラブへの熱いご声援をよろしくお願いいたします!



湘南ベルマーレフットサルクラブ 2021-2022シーズン後半戦試合日程



日程	キックオフ	対戦カード		会場	H/A
10月8日(金)	19:30	Y. S. C. C. 横浜	vs	湘南ベルマーレ	横浜武道館 A
10月16日(土)	13:00	湘南ベルマーレ	vs	バサジ大分	小田原アリーナ H
10月23日(土)	15:15	シュライカー大阪	vs	湘南ベルマーレ	岸和田市総合体育館 A
10月30日(土)	14:15	湘南ベルマーレ	vs	ベスカドーラ町田	小田原アリーナ H
11月6日(土)	14:00	湘南ベルマーレ	vs	バルドラール浦安	小田原アリーナ H
11月14日(日)	16:30	ポアルス長野	vs	湘南ベルマーレ	ことぶきアリーナ千曲 A
11月20日(土)	14:15	湘南ベルマーレ	vs	名古屋オーシャンズ	小田原アリーナ H
11月22日(月)	19:00	フウガドールすみだ	vs	湘南ベルマーレ	墨田区総合体育館 A
11月27日(土)	13:00	湘南ベルマーレ	vs	ボルクバレット北九州	南足柄市体育センター H
12月3日(金)	17:00	立川・府中アルティマFC	vs	湘南ベルマーレ	墨田区総合体育館 A
12月12日(日)	15:15	湘南ベルマーレ	vs	エスポラーダ北海道	釧路市総合体育館 H
12月18日(土)	13:00	湘南ベルマーレ	vs	Y. S. C. C. 横浜	小田原アリーナ H
12月26日(日)	12:00	バサジ大分	vs	湘南ベルマーレ	サウジアラビア国際アリーナ A
1月8日(土)	13:45	湘南ベルマーレ	vs	シュライカー大阪	小田原アリーナ H
1月16日(日)	16:30	ベスカドーラ町田	vs	湘南ベルマーレ	町田市立総合体育館 A

試合日程は変更となる場合がございます。リモートマッチ(無観客試合)となる場合がございます。

ホームゲームチケット購入は
こちらから→



Fリーグライブ中継は
ABEMAで全試合生中継!→



Bellmare

小田原労働基準監督署からのお知らせ

みんなチェック！
最低賃金。

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ。

神奈川県 最低賃金

令和3年
10月1日から
[時間額]

1,040円 ^{28円 UP}



最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認！

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saitohongin.info/>
最低賃金制度 検索



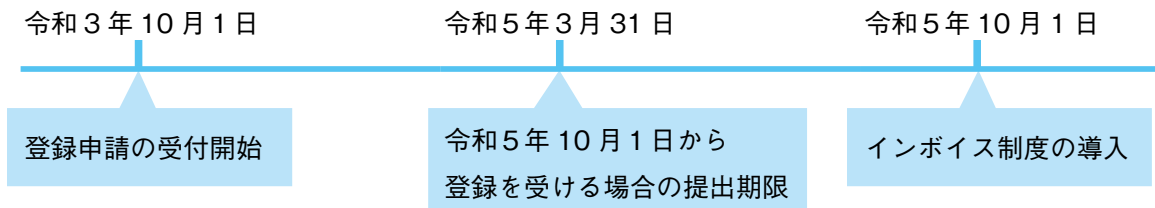
最低賃金に関するお問い合わせは神奈川県労働局または最寄りの労働基準監督署へ
神奈川県労働局ホームページアドレス <https://site.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/>

適格請求書（インボイス）発行事業者の登録申請受付が開始されています！

登録申請手続きについて

- 適格請求書（インボイス）を発行できるのは、登録を受けた**適格請求書発行事業者**に限られます。
- 令和5年10月1日から適格請求書発行事業者になるためには、原則として**令和5年3月31日**までに登録申請を行う必要があります。

登録申請のスケジュール



- 適格請求書発行事業者の登録申請書を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

名称	所在地	管轄地域
東京国税局 インボイス登録センター	〒262-8514 千葉市花見川区武石町1丁目520番地3	千葉県 東京都 神奈川県 山梨県

登録申請は、是非 e-Tax をご利用ください。登録通知の電子データでの受領が可能であり、紛失防止等の観点からお勧めしています。

インボイス制度についてご不明な点などがありましたら

- インボイス制度に関する一般のご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
- 国税庁ホームページ「[インボイス制度特設サイト](#)」では、各種パンフレット、通達やQ&Aのほか[各種動画](#)や[オンライン説明会](#)の模様などを掲載しています。こちらもぜひご利用ください。

〇年末調整等説明会の取りやめについて

今般の新型コロナウイルス感染症の発現以降の行動様式の変化等を踏まえ、これまで税務署主催で実施していた**年末調整等説明会については、令和3年以降実施しないことといたしました。** 事業者の皆様におかれましては、国税庁ホームページの年末調整特集ページに年末調整に関する動画や用紙など各種情報を掲載しておりますので、ご不明な点等がございましたら、こちらもご覧下さい。

パズル・数独

【答え】

10（8+2）

4	8	5	3	1	7	6	2	9
1	9	2	8	5	6	7	4	3
3	6	7	2	4	9	1	8	5
7	5	1	6	9	2	4	3	8
8	2	4	5	3	1	9	6	7
6	3	9	7	8	4	2	5	1
2	7	3	1	6	8	5	9	4
9	1	8	4	2	5	3	7	6
5	4	6	9	7	3	8	1	2

間違い探し

『金閣寺』の答え

- ①髪の毛のハネ（中上）
- ②額のホクロ（右上）
- ③雪姫の目線（左）
- ④雪姫の鼻の大きさ（左）
- ⑤縄の結び目（中央）
- ⑥肘掛の柄（右）
- ⑦背景が右に移動

よい情報を提供します——ふれあい いんふおめーしょん

箱根・強羅

箱根 ゆとわ HAKONE YUTOWA

日帰り温泉

ふらっと気軽に お立ち寄りください。

立ち寄り湯
¥1,200 (税込み)
バスタオル・フェイスタオル貸出付き
館内利用時間
13:00～19:00 送迎 (18:00 最終入館)
中央～本郷日の大浴場のご利用は14:00～となります。
温泉と数施設を自由にご利用いただけます。

詳しくは ホームページを チェック！

箱根 ゆとわ HAKONE YUTOWA
神奈川県足柄下郡箱根町強羅 1300-27
TEL.0460-82-0321

アクセス 箱根登山鉄道 強羅駅から徒歩5分のホテル
箱根登山バス「観光施設めぐりバス」「箱根ゆとわ前」バス停下車 徒歩すぐ

ご自宅のお風呂が温泉に
また入りたくなる
美肌の湯

奥湯河原の良質で新鮮な温泉を
北海道・室蘭にお届けいたします

湯河原 神谷温泉
1300年の歴史が息づく「万葉集」にも詠われた関東一の古湯

湯河原温泉地所株式会社
ご自宅・施設・観光地・旅館
（東京・丹波・水戸・上野（13時～18時）
お問い合せは受付時間
（月曜～土曜 12時～17時）

〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町上771-257
TEL*0465-46-9028
MAIL*info@kamiyaonsen.com
WEB*http://kamiyaonsen.com

環境にも人にも
やさしい 釣りエサを開発

特許登録済

ガバレンジ

ワームでもルアーでもない
魚と海にやさしい釣りエサ。

しいの食品は
環境保全を応援します。

Think MIRAI
小田原から未来を考える

しいの食品フィッシング事業部

繋ぎ続けて
“50年たれ”

とろ鴨前菜 名物 鳥ざん唐揚げ 季節料理 (かき) 5本セット

50年、
ありがとうございます
2021年、鳥ざん本店50年

鳥ざん

会員の皆様、会社・お店をPRしませんか！
掲載は「無料」です！